

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和4年11月1日～令和4年11月30日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
1	JIS	制定		粒子径解析—小角X線散乱(SAXS)法	Particle size analysis—Small angle X-ray scattering (SAXS)	この規格は、小角X線散乱(SAXS)を1 nm～100 nmの粒子径範囲の平均粒子径の推定に適用するための方法を規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 記号 5. 原理 6. 装置及び手順 7. 準備作業と装置の構成 8. 試料調製 9. 測定手順 10. データ収集手順 11. 平均粒子径の計算 12. 粒子径分布の決定 13. 繰返し精度 14. 文書及び試験報告書		ISO 17867:2020, Particle size analysis—Small angle X-ray scattering (SAXS)(IDT)	一般社団法人日本粉体工業技術協会 一般財団法人日本規格協会
2	JIS	制定		エアハンドリングユニット	Air Handling Units	この規格は、エアハンドリングユニットについて規定する。 この規格は、次の全てに従うエアハンドリングユニットに適用する。 —主に事務所、商業ビル、工場、病院などで用いる中央熱源方式の冷暖房・換気用空調機(1)である。 —電動式の送風機、冷水・温水・蒸気・冷媒などを熱媒として用いる熱交換器、エアフィルタなどを用いた空気ろ過装置などの要素機器、及びこれらを取納するケーシング、制御機器などで構成されている。 —室内空気の再循環若しくは外気の取入れ、除じん又はその双方を行う換気の機能及び空気の冷却、加熱、減湿、加湿、除湿などの機能をもつ。 —専ら機械室、屋上ベントハウスなどの、容易に人が出入りできないように管理され、かつ、旋回された区画に設置されている。 —空気の吸込み側若しくは吹出し側、又はその双方にダクトを接続して送風を行う。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 種類 5 構成部品 6 性能 7 構造及び外観 8 材料 9 試験及び測定 10 検査 11 表示 附属書A(規定) 風量静圧試験方法 附属書B(規定) 騒音及び振動試験方法 附属書C(規定) 音響パワーレベルの測定方法: 残響室における測定方法 附属書D(規定) 音響パワーレベルの測定方法: 無響室・半無響室及び一般音場における測定方法 附属書E(規定) コイル能力模型試験方法 附属書F(規定) コイル通水抵抗試験方法 附属書G(規定) コイル空気抵抗試験方法 附属書H(規定) コイル漏れ試験方法			一般社団法人日本冷凍空調工業協会 一般財団法人日本規格協会
3	JIS	制定		防護手袋 一般要求事項及び試験方法	Protective glove—General requirements and test methods	この規格は、防護手袋のデザイン、構造、無害性、快適性、作業効率性、表示、及び製造業者が防護手袋とともに提供する情報の一般要求事項及び関連試験方法の手順について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 一般要求事項 5. 快適性及び器用性 6. 試験手順 7. 表示及び表示項目 附属書の規定) 図記号		ISO 21420:2020, Protective gloves—General requirements and test methods(MOD)	公益社団法人日本保安用品協会 一般財団法人日本規格協会
4	JIS	改正	A5540	建築用ターンバックル(追加1)	Turnbuckle for building (Amendment 1)	この規格は、建築物の筋かいなどに用いる建築用ターンバックルについて規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 引用規格であるJIS H 8641の被膜品質の管理方法が「付着量」から「膜厚」に、種類の記号が「HDZ」から「HDZT」に改正された内容と整合させる(箇条4、表A.1、A.5.4及びA.8)。			一般社団法人日本鋼構造協会 一般財団法人日本規格協会
5	JIS	改正	A5541	建築用ターンバックル胴(追加1)	Body of turnbuckle for building (Amendment 1)	この規格は、主に JIS A 5540 建築用ターンバックルに使用される建築用ターンバックル胴について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 引用規格であるJIS H 8641の被膜品質の管理方法が、「付着量」から「膜厚」に、種類の記号が「HDZ」から「HDZT」に改正された内容と整合させる(表1、表3、箇条8及び箇条12)。			一般社団法人日本鋼構造協会 一般財団法人日本規格協会
6	JIS	改正	B1044	締結用部品—電気めっき皮膜システム	Fasteners—Electroplated coatings systems	この規格は、鋼製の締結用部品に用いる電気めっき皮膜及び皮膜システムの要求事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・六価クロムの使用制限から、皮膜システムを全面的に見直す。 ・呼びの体系について、皮膜システムの変更に伴い、皮膜金属、皮膜厚さ、仕上げ及び不動態化処理からなる従来の体系を廃止し、基盤金属、皮膜厚さ、不動態化処理、シール剤、表面皮膜及び又は潤滑、耐食性、締付け特性(任意)からなる新しい体系に改める。 ・水素脆化除去に対し、新しい3種類のカテゴリを規定し、製品の種類及び硬さの範囲によりカテゴリを選択する方法に改める。 ・皮膜厚さについて、従来のバッチ平均厚さを廃止し、X線法、顕微鏡法、滴電流法など具体的な測定方法を明示するよう改める。 ・新たに、ゲージ検査及び組付け性評価の具体的な方法を明示するよう改める。		ISO 4042:2022, Fasteners—Electroplated coating systems(IDT)	一般社団法人日本ねじ研究協会 一般財団法人日本規格協会
7	JIS	改正	B1220	構造用両ねじアンカーボルトセット(追加1)	Set of anchor bolt for structures (Amendment 1)	この規格は、構造物の柱脚などに用いる構造用両ねじアンカーボルト・構造用六角ナット・構造用平座金のセットについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 JIS H 8641に整合させるために、次の改正を行う。 a) 構造用両ねじアンカーボルト・構造用六角ナット・構造用平座金のセット、ナット及び座金の呼び方について、溶融亜鉛めっきによる表面処理を表す記号を“HDZ35”から“HDZT49”に変更する。 b) ボルト、ナット及び座金の表面処理におけるめっきの種類を“HDZ35”から“HDZT49”に変更する。			一般社団法人日本鋼構造協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和4年11月1日～令和4年11月30日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
8	JIS	改正	B1811	伝動用ローラチェーン及びリーフチェーンの疲労試験方法	Fatigue test method for transmission precision roller chains and leaf chains	この規格は、伝動用ローラチェーン及びリーフチェーンの疲労試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格及び定義において、基となるB1812の用語規格などとの整合を図り、用語に最小動的強度を追加するなど、追加・修正を行う。 ・記号において、基となるB1812の用語規格関連規格との整合ため、追加・修正を行う。 ・最小疲労強度 $F_{dx}$ の計算式の整合性を図る。		ISO 15654:2015, Fatigue test method for transmission precision roller chains and leaf chains(MOD)	日本チェーン工業会 一般財団法人日本規格協会
9	JIS	改正	B8307	遠心ポンプの技術仕様—クラス I (追加)	Technical specifications for centrifugal pumps—Class I (Amendment 1)	この規格は、種々の産業において使用する遠心ポンプに対するクラス I (最も厳しい)の要求事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格の追補 (ISO 9905 Amd.1)によって、引用規格ISO 9906 (対応: JIS B 8301)が追加され、さらにその他の引用規格の改正・廃止に伴い、引用先を見直す。		ISO 9905:1994 + Amd 1:2011, Technical specifications for centrifugal pumps — Class I(MOD)	一般財団法人日本産業機械工業会 一般財団法人日本規格協会
10	JIS	改正	B8313	小形渦巻ポンプ	End suction centrifugal pumps	この規格は、共通ベース上で、50 Hz又は60 Hzの2極又は4極三相誘導電動機をたわみ軸継手によって直結し、0℃～40℃の清水を取り扱う片吸込形単段で最高使用圧力が1MPaまで使用する吸込口径1) 40 mm～200 mmの一般用小形渦巻ポンプについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・材料において、羽根車の材料にCAC902を追加する。 ・引用規格であるJIS B 8301の改正に伴い、引用先を見直す。			一般財団法人日本産業機械工業会 一般財団法人日本規格協会
11	JIS	改正	B8319	小形多段遠心ポンプ	Small size multi-stage centrifugal pumps	この規格は、共通ベース上で、50 Hz又は60 Hzの2極又は4極三相誘導電動機をたわみ軸継手によって直結し、0℃～40℃の清水を取り扱う片吸込形で最高使用圧力2.8 MPaまで使用する吸込口径1) 40 mm～200 mm、及び段数2)2段～15段の一般用小形多段遠心ポンプ3)について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、吸込口径“50mmから200mm”を、市場の実態に合わせ“40mmから200mm”に変更する。 ・寸法及びばめあいにおいて、すべり軸受の有効長さ(軸径の0.8倍)、スリーブの最小厚さ(2mm)及びバランスディスクの摩耗しろ(1～3mm)の設定は、規定値以外でも問題ないため削除する。			一般財団法人日本産業機械工業会 一般財団法人日本規格協会
12	JIS	改正	B8322	両吸込渦巻ポンプ	Double suction volute pumps	この規格は、共通ベース上で、50 Hz又は60 Hzの4極、6極又は8極三相誘導電動機をたわみ軸継手によって直結し、0℃～40℃の清水を取り扱う両吸込横軸形単段で最高使用圧力1.4 MPaまで使用する吸込口径1) 200 mm～500 mmの一般用両吸込渦巻ポンプについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・寸法及びばめあいにおいて、すべり軸受の有効長さ(軸径の0.8倍以上)及びスリーブの最小厚さ(2mm)の設定は、規定値以外でも問題ないため削除する。 ・引用規格であるJIS B 8301の改正に伴い、引用先を見直す。			一般財団法人日本産業機械工業会 一般財団法人日本規格協会
13	JIS	改正	B8324	深井戸用水中モータポンプ	Submersible motor pumps for deep well	この規格は、井戸ふた又は取付バンドに取り付けた揚水管の下部につり下げ、50 Hz又は60 Hzの2極水中三相誘導電動機をポンプの下部に軸継手によって直結し、水温10℃～25℃の清水1)を取り扱うポンプ口径2)が25 mm～200 mmで、最大潜没深さ3)が100 m以下の片吸込遠心形又は斜流形の深井戸用水中モータポンプについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・寸法及びばめあいにおいて、軸受の有効長さ(軸径の1倍以上)は、規定値以外でも問題ないため削除する。 ・引用規格であるJIS B 8301の改正に伴い、引用先を見直す。			一般財団法人日本産業機械工業会 一般財団法人日本規格協会
14	JIS	改正	B8325	設備排水用水中モータポンプ	Submersible motor pumps for sump	この規格は、貯留槽内につり下げ又は据え置き、50 Hz又は60 Hzの2極又は4極水中誘導電動機を電動機軸(ポンプ軸)又は軸継手によって直結し、建築物その他の設備から生じる水温0℃～40℃、pH5～pH9、及び含まれる固形物1)の大きさが20 mm2)以下の汚水・雑排水を取り扱うポンプ口径3)が32mm～150 mmの片吸込単段遠心形の設備排水用水中モータポンプについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・寸法及びばめあいにおいて、軸受の有効長さ(軸径の1倍以上)は、規定値以外でも問題ないため削除する。 ・材料において、羽根車の材料にFCD400を、主軸の材料にSUS316を追加する。 ・引用規格であるJIS B 8301の改正に伴い、引用先を見直す。			一般財団法人日本産業機械工業会 一般財団法人日本規格協会
15	JIS	改正	B8327	模型によるポンプ性能試験方法	Testing methods for performance of pump, using model pump	この規格は、実用の大形ポンプの受渡検査として、実物ポンプに対応した模型ポンプで行う性能試験方法(キャビテーション試験などを含む。)について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・模型ポンプの構造において、図4(斜流ポンプ羽根車の寸法測定箇所の説明図)のa)のH寸法の測定位置を、正しく相似性が取れる位置に修正する。 ・実物ポンプへの諸量の換算において、表面粗さの式をSI単位に変更する。 ・試験結果の判定において、模型比に関するキャビテーション相似則が明示されていない場合は、試験結果を判定しない。			一般財団法人日本産業機械工業会 一般財団法人日本規格協会
16	JIS	改正	B8456-1	サービスロボット—第1部: 腰補助ロボット	service robots—Part 1: Lower-back support robots	この規格は、JIS B 8446-2に規定する低出力装着型身体アシストロボット(以下、ロボットという。)のうち、次の事項を満たすロボットについて規定する。 —ユーザの両太たい(腿)部にベルトなどで装着し、さらに、腰部、腹部、胸部、肩部その他にベルトなどで装着する。 —ユーザの力に代ったアシストトルクをユーザの太たい(腿)部及び体幹に作用させる。 —ユーザの股関節及び/又は体幹を伸展する力、及び/又は屈曲を抑制する力をアシストする。 —ユーザの動作(運動補助、姿勢保持及び/又は身体操作)をアシストする。	主な改正点は、次のとおり。 ・TC299では、用語としてpersonal care robotoをservice robotに置き換えたため、規格名称を「サービスロボット—第1部: 腰補助用ロボット」に改める。 ・ISO 8646-4の発行に合わせ、用語やその定義が一部修正されているため、それを反映する。 ・アシスト力指標において、アシスト制御の代表的な設定モード例(荷荷保持動作、しゃがみ動作優先など)を提示し、そのモード毎にアシスト力を表記できるように追加、修正を行う。		ISO 18646-4, Robotics – Performance criteria and related test methods for service robots – Part 4: Lower-back support robots(MOD)	一般財団法人日本ロボット工業会 一般財団法人日本規格協会
17	JIS	改正	C8461-1	電線管システム—第1部: 通則	Conduit systems for cable management—Part 1: General requirements	この規格は、交流1000V以下及び/又は直流1 500V以下の電気設備又は通信設備で使用する絶縁電線及び/又はケーブルを保護する、電線管及び電線管付属品を含む電線管システムの要求事項及び試験について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 a)用語及び定義において、本文で用いている“製造業者”では、責任ある販売業者、責任のある輸入業者も製造業者と同じように適用して取り扱うことがあるため、用語として追加し、定義を明確にする。 b)表示及び説明書において、より適切な表示とするため、次のように改める。 1)電線管本体に電線管分類コード4桁の表示を追加する。 2)自己保護形電線管には、電線管本体、最小梱包単位又は製造業者の文書に分類コード5桁の表示を追加する。 3)表示の耐久性試験に表示摩擦試験用のピストンを使用した試験方法を追加する。 4)延燃性の電線管には、延燃性の記号又は、延焼性である旨の表示場所・表示箇所・表示方法などについて、追加する。 c)耐食性において、表面処理がめっき又は塗装以外の場合について、耐食性試験の規定がされていないため、電安法の技術基準解釈の別表第二にに合わせて塩水噴霧試験を追加する。		IEC 61386-1:2008, Conduit systems for cable management—Part 1: General requirements+Amendment 1:2017(MOD)	一般財団法人電気設備学会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和4年11月1日～令和4年11月30日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
18	JIS	改正	C8461-21	電線管システム—第21部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項	Conduit systems for cable management—Part 21: Particular requirements—Rigid conduit systems	この規格は、JIS C 8461-1:9999に規定する電線管システムのうち、剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項について規定する。	主な改正点は、次とおり。 a)用語及び定義において、我が国で使用している電線管及び附属品の工事の実態との関連から、“在来工法”の用語及びその定義を追加する。 b)表示及び説明書において、JIS C 8305及びJIS C 8430に適合する電線管は、電線管システムの最小内径、分類及び分類コードの表示を適用しないことを追加する。 c)機械的特性の圧縮試験において、圧縮力の増加方法の計算式及び図を追加する。 d)機械的特性の曲げ試験において、より適切な内容とするため、非金属製の電線管の曲げ試験の試料長さを“約500mm”から“500±10mm”に改める。 e)機械的特性の衝撃試験において、恒温槽から取り出して試験開始まで10秒間以内としている規定を、12±2秒に改める。 f)電気的特性において、在来工法で使用するねじし接続の金属製電線管附属品又は金属製の電線管に用いる非金属製の管端電線管附属品を単品で試験するときは、実施工状態で試験を行う必要があるため、ねじし接続性試験後に電気的特性試験を行うことを追加する。 g)最小内径確認用ゲージにおいて、衝撃、曲げ、屈曲変形及び耐熱試験後の電線管システムの最小内径確認用ゲージに在来工法で使用するゲージ法を追加する。		IEC 61386-21:2021, Conduit systems for cable management—Part 21: Particular requirements—Rigid conduit systems(MOD)	一般社団法人電気設備学会	一般財団法人日本規格協会
19	JIS	改正	C8461-22	電線管システム—第22部:プライアル電線管システムの個別要求事項	Conduit systems for cable management—Part 22: Particular requirements—Pliable conduit systems	この規格は、JIS C 8461-1:2020Xに規定する電線管システムのうち、プライアル電線管システムの個別要求事項について規定する。	主な改正点は、次とおり。 a)用語の定義において、我が国で使用している電線管及び附属品の工事の実態との関連から、“在来工法”の用語及びその定義を追加する。 b)表示及び説明書において、JIS C 8309及びJIS C 8411に適合する電線管は、電線管システムの最小内径、分類及び分類コードの表示を適用しないことを追加する。 c)機械的特性の圧縮試験において、圧縮力の増加方法の計算式及び図を追加する。 d)機械的特性の衝撃試験において、恒温槽から取り出して試験開始まで10秒間以内としている規定を、12±2秒に改める。		IEC 61386-22:2020, Conduit systems for cable management—Part 22:Particular requirements—Pliable conduit systems(MOD)	一般社団法人電気設備学会	一般財団法人日本規格協会
20	JIS	改正	C8461-23	電線管システム—第23部:フレキシブル電線管システムの個別要求事項	Conduit systems for cable management—Part 23: Particular requirements—Flexible conduit systems	この規格は、JIS C 8461-1:2020Xに規定する電線管システムのうち、フレキシブル電線管システムの個別要求事項について規定する。	主な改正点は、次とおり。 a)機械的特性の圧縮試験において、圧縮力の増加方法の計算式及び図を追加する。 b)機械的特性の衝撃試験において、恒温槽から取り出して試験開始まで10秒間以内としている規定を、12±2秒に改める。 c)機械的特性のフレキシング試験の適否判定は目視だけとしているが、より適切な判定とするため、衝撃及び耐熱試験後の電線管システムの最小内径確認用ゲージによって判定する要求事項を追加する。		IEC 61386-23:2020, Conduit systems for cable management—Part 23:Particular requirements—Flexible conduit systems(MOD)	一般社団法人電気設備学会	一般財団法人日本規格協会
21	JIS	改正	R3420	ガラス繊維一般試験方法	Testing methods for textile glass products	この規格は、ガラス繊維及びガラス繊維を用いたガラスクロス、ガラスマットなどの製品の一般試験方法について規定する。	主な改正点は、次とおり。 ・試験方法において、耐アルカリ性ガラス繊維の追加に対応して、酸化ジルコニウム含有率の測定方法を追加する。 ・著手の試験方法において、試験片を採取することの困難さと精度を考慮して、5000tex以上の場合の試験片の長さを追加する。 ・水分率及び強熱減量の試験方法において、対応国際規格ISO 3344と実態との整合性を図るため、マットの試験片の採取方法を具体的に規定する。また対応国際規格ISO 1887との整合性を図るため、強熱減量に試験片ホルダを恒置する手順を規定する。 ・単繊維直径の試験方法において、対応国際規格ISO 1889との整合性を図るために、単繊維直径の測定方法に新たにC法(平均直径を計算で求める方法)を追加する。 ・密度の試験方法において、対応国際規格ISO 4602と実態との整合性を図るために、現行の方法をA法とし、新たにB法(間隔固定法)を追加する。 ・アルカリ含有率の試験方法において、実態に即して、アルカリ含有率の試料量と塩酸の量について、試料を完全溶解できる手順に変更する。		ISO 1887:2014, Textile glass—Determination of combustible-matter content ISO 1888:2022, Textile glass—Staple fibres or filaments—Determination of average diameter ISO 1889:2009, Reinforcement yarns—Determination of linear density ISO 1890:2009, Reinforcement yarns—Determination of twist ISO 2558:2010, Textile glass chopped-strand mats for reinforcement of plastics—Determination of time of dissolution of the binder in styrene ISO 2559:2011, Textile glass—Mats (made from chopped or continuous strands)—Designation and basis for specifications ISO 3341:2000, Textile glass—Yarns—Determination of breaking force and breaking elongation ISO 3342:2011, Textile glass—Mats—Determination of tensile breaking force ISO 3343:2010, Reinforcement yarns—Determination of twist balance index ISO 3344:1997, Reinforcement products—Determination of moisture content ISO 3374:2000, Reinforcement products—Mats and fabrics—Determination of mass per unit area ISO 3375:2009, Textile glass—Determination of stiffness of rovings ISO 3618:2001, Textile glass—Chopped-strand and continuous-filament mats—Determination of average thickness, thickness under load and recovery after compression + Amendment 1:2017 ISO 4602:2010, Reinforcements—Woven fabrics—Determination of number of yarns per unit length of warp and weft ISO 4603:1993, Textile glass—Woven fabrics—Determination of thickness + Amendment 1:2010 ISO 4604:2011, Reinforcement fabrics—Determination of conventional flexural stiffness—Fixed-angle flexometer method ISO 4606:1995, Textile glass—Woven fabric—Determination of tensile breaking force and elongation at break by the strip method ISO 4900:2011, Textile glass—Mats and fabrics—Determination of contact mouldability ISO 5025:2017, Reinforcement products—Woven fabrics—Determination of width and length(MOD)	硝子繊維協会	一般財団法人日本規格協会
22	JIS	改正	T2001	家庭用光線治療器	Phototherapy apparatus for home use	この規格は、病院及び診療所以外で使用する家庭用光線治療器で、単相機器の場合は、定格電圧が100Vで作動し、内部電源機器の場合は、電源電圧が安全特別低電圧(SELV)で作動する機器について規定する。	主な改正点は、次とおり。 ・現在までの運用によって製販業及び認証機関に蓄積された情報及びノウハウを基に、このJISの解釈をより分かりやすく明確な表現にすることで、更に使い易いJISにする。 ・電気安全規格の最新版を引用する。 ・適用範囲において、家庭用光線治療器で使用する波長域の範囲の規定を追加する。 ・“表示及び取扱説明書”において、ACアダプタの型名表示に関する規定を追加する。			一般社団法人日本ホームヘルス機器協会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和4年11月1日～令和4年11月30日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
23	JIS	改正	T2002	家庭用マッサージ器及び指圧代用器	Massage appliances and digital compressor for home use	この規格は、病院及び診療所以外で使用する家庭用マッサージ器及び指圧代用器で、定格電圧が100Vの単相機器並びに電源電圧が安全特別低電圧(SELV)で作動する内部電源機器及び停車中の車から電源の供給を受ける機器について規定する。	主な改正点は、次とおり。 ・現在までの適用によって製販業者及び認証機関に蓄積された情報を基に、このJISの解釈をより分かりやすく明確な表現にすることで、更に使い易いJISにする。 ・電気機器の安全規格の最新版を引用する。 ・構造において、ロック機構を有しているファスナーの固定方法について追加規定する。また、特殊工具について明確にするために追加を行う。 ・表示及び取扱説明書において、ACアダプタへの型名表示を要求事項として追加する。 ・附属書の巻き込み及び引掛り試験において、明確にするため追加の規定を行う。			一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 一般財団法人日本規格協会
24	JIS	改正	T2003	家庭用電気治療器	Electric therapy apparatus for home use	この規格は、病院及び診療所以外で使用する家庭用電気治療器で、単相機器の場合は、定格電圧が100Vで作動し、内部電源機器の場合は、電源電圧が安全特別低電圧(SELV)で作動する機器について規定する。	主な改正点は、次とおり。 ・現在までの適用によって製販業者及び認証機関に蓄積された情報を基に、このJISの解釈をより分かりやすく明確な表現にすることで、更に使い易いJISにする。 ・電気機器の安全規格の最新版を引用する。 ・絶縁状態において治療する機器の構造要求を追加する。 ・表示及び取扱説明書において、ACアダプタへの型名表示を要求事項として追加する。			一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 一般財団法人日本規格協会
25	JIS	改正	T2004	家庭用電解水生成器	Water electrolyzer for home use	この規格は、病院及び診療所以外で使用する家庭用電解水生成器で、単相機器の場合は、定格電圧が100Vで作動し、内部電源機器の場合は、電源電圧が安全特別低電圧(SELV)で作動する機器について規定する。	主な改正点は、次とおり。 ・現在までの適用によって製販業者及び認証機関に蓄積された情報を基に、このJISの解釈をより分かりやすく明確な表現にすることで、更に使い易いJISにする。 ・電気機器の安全規格の最新版を引用する。 ・食品衛生法の記載内容の変更に伴う見直し。 ・表示及び取扱説明書において、ACアダプタへの型名表示を要求事項として追加する。			一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 一般財団法人日本規格協会
26	JIS	改正	T2005	家庭用治療浴装置	Therapeutic bath for home use	この規格は、病院及び診療所以外で使用する家庭用治療浴装置で、単相機器の場合は、定格電圧が100Vで作動し、内部電源機器の場合は、電源電圧が安全特別低電圧(SELV)で作動する機器について規定する。	主な改正点は、次とおり。 ・現在までの適用によって製販業者及び認証機関に蓄積された情報を基に、このJISの解釈をより分かりやすく明確な表現にすることで、更に使い易いJISにする。 ・電気機器の安全規格の最新版を引用する。 ・表示及び取扱説明書において、ACアダプタへの型名表示を要求事項として追加する。			一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 一般財団法人日本規格協会
27	JIS	改正	T2006	家庭用電気磁気治療器	Electromagnetic induction therapy apparatus for home use	この規格は、病院及び診療所以外で使用する家庭用電気磁気治療器で、単相機器の場合は、定格電圧が100Vで作動し、内部電源機器の場合は、電源電圧が安全特別低電圧(SELV)で作動する機器について規定する。	主な改正点は、次とおり。 ・現在までの適用によって製販業者及び認証機関に蓄積された情報を基に、このJISの解釈をより分かりやすく明確な表現にすることで、更に使い易いJISにする。 ・電気機器の安全規格の最新版を引用する。 ・表示及び取扱説明書において、ACアダプタへの型名表示を要求事項として追加する。			一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 一般財団法人日本規格協会
28	JIS	改正	T2007	家庭用永久磁石磁気治療器	Magnetic induction therapy apparatus using permanent magnet for home use	この規格は、病院及び診療所以外で使用する家庭用永久磁石磁気治療器について規定する。	主な改正点は、次とおり。 ・現在までの適用によって製販業者及び認証機関に蓄積された情報を基に、このJISの解釈をより分かりやすく明確な表現にすることで、更に使い易いJISにする。 ・使用部位が粉らわしい場合に、装着箇所の図示などで明確化する。			一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 一般財団法人日本規格協会
29	JIS	改正	T2008	家庭用熱療法治療器	Heat therapy apparatus for home use	この規格は、病院及び診療所以外で使用する家庭用熱療法治療器で、単相機器の場合は、定格電圧が100Vで作動し、内部電源機器の場合は、電源電圧が安全特別低電圧(SELV)で作動する機器について規定する。	主な改正点は、次とおり。 ・現在までの適用によって製販業者及び認証機関に蓄積された情報を基に、このJISの解釈をより分かりやすく明確な表現にすることで、更に使い易いJISにする。 ・電気機器の安全規格の最新版を引用する。 ・協会が制定している「家庭用温熱治療器の安全確保に関する自主基準」を規定として取り込む。 ・性能において、温灸器の温度規定を見直しする。 ・表示及び取扱説明書において、ACアダプタへの型名表示を要求事項として追加する。			一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 一般財団法人日本規格協会
30	JIS	改正	T2009	組合せ家庭用医療機器	Multiple therapy apparatus for home use	この規格は、病院及び診療所以外で使用する組合せ家庭用医療機器で、単相機器の場合は、定格電圧が100Vで作動し、内部電源機器の場合は、電源電圧が安全特別低電圧(SELV)で作動する機器について規定する。	主な改正点は、次とおり。 ・現在までの適用によって製販業者及び認証機関に蓄積された情報を基に、このJISの解釈をより分かりやすく明確な表現にすることで、更に使い易いJISにする。 ・電気機器の安全規格の最新版を引用する。 ・表示及び取扱説明書において、ACアダプタへの型名表示を要求事項として追加する。			一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 一般財団法人日本規格協会
31	JIS	改正	T2010	家庭用吸入器	Vaporizer for home use	この規格は、病院及び診療所以外で用いる、水又は約1%の塩化ナトリウム溶液(生理食塩水)を吸入液に使用する家庭用吸入器で、単相機器の場合は、定格電圧が100Vで作動し、内部電源機器の場合は、電源電圧が安全特別低電圧(SELV)で作動する機器について規定する。	主な改正点は、次とおり。 ・現在までの適用によって製販業者及び認証機関に蓄積された情報を基に、このJISの解釈をより分かりやすく明確な表現にすることで、更に使い易いJISにする。 ・電気機器の安全規格の最新版を引用する。 ・表示及び取扱説明書において、ACアダプタへの型名表示を要求事項として追加する。			一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 一般財団法人日本規格協会